

## 塩尻東公民館使用料 令和8年3月まで

(単位 円)

使用区分 施設名	面積	午前	午後	夜間	冷暖房費 (1回当り)
		8:30~12:00	13:00~17:00	17:30~22:00	
第1会議室	52 m <sup>2</sup>	770	870	970	310
第2会議室	50 m <sup>2</sup>	770	870	970	310
第3会議室	45 m <sup>2</sup>	770	870	970	310
和室	43 m <sup>2</sup>	770	970	970	310
調理実習室	71 m <sup>2</sup>	1,450	1,670	1,860	※520
多目的ホール	145 m <sup>2</sup>	2,360	2,690	3,030	520

※調理実習室は冷房設備無し。

- 1 民間事業者が専ら営利目的以外で使用する場合は、この表の区分に従い算定した使用料の100分の150に相当する額とする。  
(使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)
- 2 使用者が入場料その他これに類する料金を徴収して使用する場合は、この表の区分に従い算定した使用料の100分の200に相当する額とする。  
(使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)
- 3 冷暖房費の1回とは、午前、午後、夜間の使用区分毎とする。
- 4 冷暖房費  
次の期間の使用については、冷・暖房費をご負担いただきます。  
ただし、その年度の気象状況等、特別な事情がある場合はこの限りではありません。  
冷房費 7月1日から8月31日の間(調理実習室を除く。)  
暖房費 11月1日から3月31日の間